

## 「デジタル広告市場の競争評価 最終報告」に対する意見

2021 年 5 月 31 日

内閣官房デジタル市場競争本部事務局 意見公募窓口 御中

郵便番号 150-0013

住所 東京都渋谷区恵比寿 4-4-5 第 3 伊藤ビル 603

名称 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

常務理事 越智 政人

電話番号 03-5449-6409

電子メールアドレス info@mcf.or.jp

この度は、意見提出の機会をいただきありがとうございます。関係各位の多大なるご尽力に感謝申し上げます。

以下のように意見を提出させていただきますので、何卒ご査収の程お願いいたします。

### イ 最終報告全体で記載された項目に対する情報・提案・意見

多様なプレイヤーが存在する変化の激しい複雑性の高いデジタル広告市場の競争評価に関して、体系的に整理されたことは大変望ましいと考える。一方で、このような特徴をもつデジタル広告市場において、デジタルプラットフォーム事業を定義して適正に規制を加えることの困難さも想定される。

今般、整理された競争評価においてもデジタル広告事業に関する課題とデジタルプラットフォームに関する課題が混在しており、この 2 つの課題は明確にわけて検討すべきであると考え。指摘されている点の多くはデジタル広告事業の業界に関する課題として整理して解決を図るべきである。広告分野のデジタルプラットフォーム事業に関する課題としては、レイヤー毎の整理を行い、特にインフラとしての OS やブラウザ等の下位レイヤーのデジタルプラットフォーム事業者を対象として検討されるべきであると考え。

報告書内においても慎重な対応について言及されているが、デジタル広告における複雑なスキームでは、一部のレイヤーの事業者への情報開示要求が、同事業者による他のレイヤー事業者への強制的な情報要求に繋がるなど、かえって競争環境を阻害させる場合もあるため十分に検討することを期待する。特に、モニタリングにはビジネススキームや技術に通じた専門家を加えて、現実に応じた評価が行われることが必要であると考え。

ロ「OS 等のインフラ的な役割を有するものがデジタル市場の競争構造に与える影響などの評価」に対する情報・提案・意見

インフラと上位レイヤーが分離していない構造は、かつての通信事業分野のように、インフラによる垂直統合によって市場が支配される可能性が高くなる。各レイヤーにおいて自由な競争環境を確保するためには、下位レイヤーによる上位レイヤーへの不当な干渉を抑止するための透明性が求められると同時に、マルチステークホルダーによる適正性の判断機会が必要であると考えます。特に独占的あるいは寡占的なインフラレイヤーによる上位レイヤーに対する M&A は、同一レイヤーの競争環境を著しく阻害する可能性があることに留意して、評価することが重要である。